

Rakuten AI for Business 利用契約約款

第1章	総則	3
第1条	(適用)	3
第2条	(定義)	3
第2章	本契約の成立等	4
第3条	(本契約の成立)	4
第4条	(届出事項の変更)	4
第5条	(当社が行う通知等)	4
第3章	本サービスの提供条件	5
第6条	(利用場所)	5
第7条	(本契約の単位等)	5
第8条	(認証)	5
第9条	(動作環境)	5
第10条	(遵守事項)	5
第11条	(禁止事項)	6
第4章	本サービスの内容等	7
第12条	(本サービスの内容)	7
第13条	(お客様の責任)	7
第14条	(アウトプットの利用等にかかる責任)	8
第15条	(非保証)	8
第16条	(第三者サービス)	8
第5章	知的財産権等	9
第17条	(知的財産権等及び新規発明等の取扱い)	9
第6章	利用料等	9
第18条	(利用料その他の費用等)	9
第19条	(請求)	9
第20条	(遅延損害金)	9
第21条	(相殺)	10
第7章	利用停止等	10
第22条	(利用停止等)	10
第8章	本サービスの変更・廃止等	10
第23条	(本サービスの変更)	10
第24条	(不可抗力等)	10
第25条	(本サービスの廃止)	11
第9章	コンテンツの取扱い等	11
第26条	(秘密保持)	11
第27条	(会社名等の取扱い)	11
第28条	(商号使用等)	12
第29条	(コンテンツの取扱い)	12
第10章	一般条項	12
第30条	(権利譲渡の禁止)	12
第31条	(反社会的勢力の排除)	13
第32条	(免責)	13
第33条	(契約期間)	14
第34条	(解約)	14
第35条	(解約)	14

第36条	(期限の利益の喪失)	15
第37条	(債権の譲渡)	15
第38条	(本契約の款等の改定)	16
第39条	(準拠法・裁判管轄)	16
第40条	(協議)	16

第1章 総則

第1条 (適用)

1. Rakuten AI for Business は、楽天モバイル株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、お客様が入力した情報に基づいてAIが情報を生成し、当該情報をお客様に提供する法人（当社が法人と認める者を含み、以下同じとします。）向けサービス（以下「本サービス」といいます。）です。
2. 本契約約款（本契約約款に付随して当社が規定し又は準用するガイドライン、ポリシー、マニュアルその他の規程を含み、以下同じとします。）は、当社がお客様に本サービスを提供することに関する契約条件を定めるものであり、本契約約款第2章（契約の成立）の規定に従い当社とお客様の間で成立する本サービスにかかる契約（以下「本契約」といいます。）に適用されるものとします。

第2条 (定義)

本契約約款において、次の各用語はそれぞれ次の意味で用います。

- (1) 「本システム」とは、本サービスの提供の用に供するAI又はこれに関連するソフトウェアその他のシステムの総称をいいます。
- (2) 「インプット」とは、お客様が本システムに入力する情報をいいます。
- (3) 「アウトプット」とは、AIが生成する情報であって、当社所定の方法によりお客様に提供される情報をいいます。
- (4) 「本サービス等」とは、当社がお客様に提供する本サービス及びアウトプットの総称をいいます。
- (5) 「コンテンツ」とは、インプット及びアウトプットの総称をいいます。
- (6) 「第三者サービス」とは、第三者のソフトウェア、製品若しくはサービス又はそれらを利用して出力された情報の総称をいいます。
- (7) 「楽天グループ」とは、当社の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第2条第4号に規定する親会社をいい、以下同じとします。）並びにその子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいい、以下同じとします。）及び関係会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関係会社をいいます。）の総称をいいます。
- (8) 「利用料等」とは、お客様が本サービスを利用するための対価その他の費用をいいます。
- (9) 「当社等」とは、当社、当社に本サービスに関するライセンスを許諾している第三者（当該第三者にライセンスを許諾している第三者を含みます。）、当社の本サービスに関する委託先、第16条（第三者サービス）に定める第三者サービスの提供主体の総称をいいます。

第2章 本契約の成立等

第3条 (本契約の成立)

1. お客様が本契約の申込みをする場合、お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、当社所定の方法によりこれを当社にご提出いただくものとします。
2. お客様による前項の申込み完了後は、当社の承諾がある場合を除き、お客様は、かかる申込みの取り消しをすることはできないものとします。
3. 当社は、当社所定の審査及び手続を経た後にお客様の申し込みを承諾するものとし、当社がこの承諾を行った時点で、当社とお客様の間当該申し込みにかかる本契約が成立するものとします。
4. お客様は、前項に定める当該審査の結果の如何を問わず、申込み時に当社に提出した申込書及び添付書類等（以下総称して「申込書等」といいます。）の返却を当社に求めることができないものとします。

第4条 (届出事項の変更)

1. お客様は、前条第1項の申込みに際し申込書等により届け出た事項（以下「届出事項」といいます。）に変更がある場合、当社所定の方法で速やかに変更の届出を行うものとします。当社が、変更の届出のあった届出事項を証明する書類の提示をお客様に求めた場合、お客様は、当該求めに応じるものとします。
2. 前条第1項又は前項に基づきお客様が届け出た届出事項に誤りがある場合又はお客様がかかる変更の届出を怠った場合、これにより生じた損害については、お客様がその責任を負うものとします。

第5条 (当社が行う通知等)

1. 当社によるお客様に対する本契約に関する通知、連絡等（以下「通知等」といいます。）は、前二条によりお客様が届け出た住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等その他の届出事項記載の宛先に当社が適切と認める方法により行うものとします。
2. 当社がお客様に対して前項に定める通知等を行ったにもかかわらず当該通知当が到達しない又は到達が遅延した場合において、以下に定める事由があるときは、当該通知は、通常到達する時期に到達したものとみなします。
 - (1) お客様による受領拒絶
 - (2) 不在その他のお客さまの事情により通知等を受領できない場合
 - (3) 届出事項又は前条第1項に定める届出事項の変更の届出に誤り又は虚偽がある場合
 - (4) お客様が前条第1項に定める届出又は書類の提出を怠った場合
 - (5) 前各号に定めるほか、お客様の故意、過失によりお客様が通知等を受領できない場合

第3章 本サービスの提供条件

第6条 (利用場所)

本サービスは、日本国内でのみ利用することができます。

第7条 (本契約の単位等)

1. 1の本契約ごとに、当社が別途定めるお客様の役職員等（以下、本条において「利用者」といいます。）おひとりに限って本サービスをご利用いただけます。
2. お客様は、お客様が本サービスを利用させる利用者に本契約約款等に定める義務を遵守させるものとし、本契約約款等に違反する利用者の行為について責任を負うものとしします。

第8条 (認証)

1. お客様による本サービスの利用にあたり、当社は、当社が指定する方法によりお客様を認証します。認証ができない場合、お客様は、本サービスを利用することができません。
2. お客様は、当社が前項の認証のために使う情報（ログイン用のID、パスワードその他の認証のための情報を含み、総称して「認証情報」といいます。）を自己の責任で厳重に管理するものとし、認証情報を第三者に利用（譲渡、売買、質入れ、貸与その他の利用形態を含みます。）させてはならないものとしします。
3. 認証情報が第三者に漏えいした場合又はそのおそれがある場合、お客様は、速やかに当社に連絡するとともに、当社の指示があるときにはこれに従うものとしします。
4. 認証情報の管理不十分による情報の漏えい、利用上の過誤、第三者の利用、不正アクセス等による損害の責任は、お客様が負うものとしします。

第9条 (動作環境)

当社は、当社ウェブサイトその他の当社所定の方法により本サービスの動作環境を表示するものとしします。また、お客様は、自己の責任と費用において本サービスを利用するために必要となるソフトウェア、ハードウェア、通信環境その他の利用環境を整備するものとし、当社は、本サービスがお客様の利用環境に適合していることを保証しません。

第10条 (遵守事項)

お客様は、本サービスを利用するにあたり、本契約約款等の各規定に定める事項のほか、次の事項を遵守するものとしします。

- (1) 適用されるすべての関係法令、命令、指針、ガイドラインその他の公権力の定める規程を遵守すること
- (2) 本契約には、OPEN AI 社の制定する各種規程 (<https://openai.com/policies/>) が準用されることを認識及び合意し、当該規程を遵守すること
- (3) アウトプットを利用又は共有する場合は、アウトプットが生成AIにより作成されたものであることを明らか

にすること

第11条（禁止事項）

お客様は、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (2) 日本国外から本サービスに接続し、本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスの全部又は一部をお客様の商品として販売する行為
- (4) 当社又は第三者の権利若しくは法律上の利益を侵害する目的で本サービス等を利用し、又はその方法として本サービス等を利用する行為。なお、当該行為には以下の行為を含みますが、これらに限られません。
 - a. プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - b. 不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - c. 当社若しくは第三者の財産権、著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (5) 法令により禁止又は違法とされる取引を行う目的で本サービス等を利用し、又はその方法として本サービス等を利用する行為。なお、当該行為には以下の行為を含みますが、これらに限られません。
 - a. 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪
 - b. わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画文書等を表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその広告等を表示する行為
 - c. 規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）を違法に販売する行為、又はその広告等を違法に表示する行為
 - d. 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
 - e. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - f. 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - g. 違法行為（けん銃等禁制品の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（第三者に依頼することを含みます。）する行為
 - h. 適用される法令上、取引が禁止若しくは制限されている個人、団体に対し、本サービスを輸出若しくは再輸出する行為又はそれらの利益のために本サービスを利用する行為
- (6) 当社又は第三者の業務を妨害する行為。なお、当該行為には以下の行為を含みますが、これらに限られません。
 - a. 本サービス等を利用して、本サービスと同種の又は競合するサービス（お客様自身が利用するサービスを含みます。）を開発する行為
 - b. プログラム等により自動的にアウトプットを得る行為
 - c. 本サービスの全部若しくは一部を譲渡、貸与、複製、配布、改変、翻案、解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等する行為又はそれを支援する行為
 - d. 本サービスに接続している当社等のサーバーその他の本システムへ不合理に大量のデータ（インプットに限られません。）を送信する又は本サービスに実装された規制や保護措置等を回避するなど、本サービ

スの運営を妨害する行為、その他の迷惑行為

- e. 当社のシステムやネットワークに対する不正なアクセスを行い、又はこれを試みる行為
 - f. コンピュータウイルスを埋め込む等の方法により、当社その他の第三者のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の適切な動作を妨害、破壊又は制限する行為
 - g. 当社のインターネット関連設備又は当該設備の運営に支障を与える行為
- (7) 本サービス等を犯罪の全部若しくは一部の手段とし、又は反社会的勢力の用に供する行為
 - (8) 本サービス等の利用に関連して、当社のウェブサイト等上に、真正ではない情報を掲載する行為（アウトプットを人間が作成したもののように見せる行為を含みます。）
 - (9) 本サービスに対し、お客様又は第三者の個人情報、要配慮個人情報、お客様等の組織に関する機密情報等を含む機密性の高い情報を送信する行為
 - (10) 本サービスに対し、貿易関連法令上、政府の許可を要する情報を送信する行為
 - (11) 本契約約款等又は当社の定める規約その他の契約約款等（本サービスにかかる契約約款等に限りません。）の規定に違反する行為
 - (12) 適用される法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為
 - (13) 前各号に該当するおそれのある行為
 - (14) 前各号に定める禁止行為を助長、帮助、強制、勧誘する目的で本サービス等を利用し、又はその方法として本サービス等を利用する行為
 - (15) 直接又は間接であるかを問わず、また、お客様の故意・過失を問わず、前各号に定める事項を来たすおそれのある行為
 - (16) その他当社が禁止し、又は当社が不適切と合理的に判断する行為

第4章 本サービスの内容等

第12条（本サービスの内容）

本サービスの仕様その他詳細は、第1条（適用）第1項に定めるほか、別途当社が定めるものとし、当該定めは当社ウェブサイトその他の方法によりお客様に周知するものとします。

第13条（お客様の責任）

お客様は、コンテンツ及びその利用に対してすべての責任を負います（コンテンツが、適用される法令及び本契約約款等に違反していないことを確認することを含みますが、これに限りません。）。また、お客様は、本サービスへのインプットの入力に必要なすべての権利、ライセンス及び許可その他有効な権限を保持していることを表明し保証いただくものとします。

第14条（アウトプットの利用等にかかる責任）

1. お客様は、自己の責任において本サービス等を利用するものとし、当社は、お客様が本サービス等に基づいて行ういかなる行為及びその結果についても当社は保障及び保証しないものとします。
2. お客様は、以下の事項を十分理解し、同意のうえ本サービス等を利用するものとします。
 - (1) アウトプットについて、真実若しくは事実情報の唯一の情報源として又は専門家のアドバイスの代替として依拠することなく、自らの責任において、本サービス等の利用について、その適切性や有用性、適法性、目的の適合性などの確認を実施すること
 - (2) 本サービス等を、違法、有害、虐待的な活動、又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する活動に利用しないこと
 - (3) 本サービス等を、信用、教育、雇用、住宅、保険、法律、医療、その他の重要な決定・評価等、個人又は団体に法的な若しくは重大な影響を与える可能性のある目的で利用することは控えること
3. お客様は、本サービス等の利用により生じた結果について、当社等に一切の迷惑をかけないものとします。

第15条（非保証）

お客様は、本サービス等の利用をする場合は、次の各号に定める内容を十分に理解するものとし、本サービス等を利用した場合は、当該内容について同意したものとみなします。

- (1) 当社は、本サービス等を現状有姿で提供し、その正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、又は、本サービス等若しくはお客様によるその利用が第三者の権利や利益を侵害しないことのいずれについても何等の保証もしないこと
- (2) 当社は、アウトプットに含まれるいかなる内容についても、それらを是認するものではなく、アウトプットは、当社の見解又は意見を表明するものではないこと
- (3) 本サービスは、法律、医療、投資判断等を含む、資格や高度の専門性が求められる分野において、同分野の有資格者又は専門家による意見その他の情報に代わるものではなく、それらの情報を提供する目的でお客様に提供されるものではないこと
- (4) アウトプットは、インプットに対して常にユニークとなるものではなく、他の本サービスの利用者において同じアウトプットを得る可能性があること
- (5) アウトプットは、常に一定となるものではなく、お客様によるインプットの内容、本サービスの改良やアップデート等により変化する可能性があること
- (6) 前各号に定めるほか、本契約及び本サービスに関する当社の責任は、合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られること

第16条（第三者サービス）

本サービスには、第三者サービスが含まれる場合があります。第三者サービスの内容及び提供については、当該第三者サービスの提供主体が独自に定める条件が適用されるものとし、当社は、それらについて責任を負いません。

第5章 知的財産権等

第17条（知的財産権等及び新規発明等の取扱い）

1. お客様は、本契約約款等に明示的に定める場合を除き、本サービス等に係る特許権（特許を受ける権利を含みます。）、著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）、ノウハウその他の知的財産権その他の権利（以下総称して「本知的財産権等」といいます。）は、何らお客様に移転又は利用の許諾がなされるものではなく、すべて当社又は当社にライセンスを許諾している第三者に本知的財産権等が帰属することを確認し、同意します。
2. お客様は、本契約等に違反しない範囲でのみアウトプットを利用することができます。
3. お客様は、インプットに関して特許権（特許を受ける権利を含みます。）、著作権（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）、ノウハウその他の知的財産権その他の権利を有する場合、当該権利を従前どおり保持します。ただし、お客様は、本サービスの維持、改善の目的で、楽天グループ及び楽天グループが指定する第三者がコンテンツを使用又はコンテンツに係る権利を利用する永久かつ撤回不可能な権利を無償で許諾します。なお、お客様は、インプットに関する著作者人格権等の権利にかかる楽天グループ及び楽天グループが指定する第三者に対して行使しないものとし、かつ、第三者をして行使させないものとします。

第6章 利用料等

第18条（利用料その他の費用等）

利用料等は、当社の別途定めるところによるものとし、かかる定めに従いお客様は、当社に対して利用料等の支払い義務を負うものとします。

第19条（請求）

当社は、当社所定の方法で、利用料等にかかる請求書をお客様に対して発行します。お客様は、当社所定の時期までに当社所定の方法で、当該請求書を確認の上、当該請求書に従い利用料等を当社にお支払いいただきます。

第20条（遅延損害金）

1. お客様が本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の履行を怠ったときは、お客様は、その遅延日数につき、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払わなければならないものとします。
2. 前項に定める遅延損害金その他、お客様は、利用料等について支払い期日を経過してもなおお支払いがないことによつて発生した督促料金その他の当社が別途定める料金を当社にお支払いいただきます。

第21条（相殺）

当社がお客様に対して債権を有し、かつ、債務を負担しているときは、当社は、当該債権の弁済期の到来前であっても、当該債権と債務とを対当額にて相殺することができるものとします。

第7章 利用停止等

第22条（利用停止等）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
 - (1) 支払期日を経過しても利用料等を支払わない場合
 - (2) 利用料等の決済に用いるお客様が指定する金融機関口座の利用が解約その他の理由により使用できない場合
 - (3) 本契約約款等又はその他の当社の定める規約や契約約款等（本サービスにかかる契約約款等に限りません。）の規定に違反する行為があった場合
 - (4) 前号に定める事由の存する疑いがあると当社が合理的理由に基づき判断した場合
 - (5) 第11条（禁止事項）第1項各号に定める行為を予防する必要があると当社が合理的理由に基づき判断した場合
2. 前項第4号又は第5号の場合において、お客様が当該事由の不存在について証明したときは、当該証明をした時点から本サービスの利用を再開することができるものとします。
3. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を停止するときは、その旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本条に基づく本サービスの利用の停止について、お客様に対して損害賠償又は本サービスの料金等の全部又は一部の返金はしません。

第8章 本サービスの変更・廃止等

第23条（本サービスの変更）

当社は、本サービスの継続的な開発又は改善等に伴い、お客様への事前通知を要すること無く、本サービスの内容を随時更新又は変更することができるものとします。

第24条（不可抗力等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前通知を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができ、当社は、この場合何ら責任を負わないものとします。

- (1) サーバー、ネットワーク、ソフトウェアその他の本システム（当社が本サービスの提供に利用する第三者の所有物又はライセンスを有する設備等を含みます。以下本条において同じとします。）の不具合、故障又は障害の発生、事故その他の理由によりやむをえず本サービスの提供ができない場合

- (2) サーバー、ネットワーク、ソフトウェアその他の本システムの定期的又は緊急の保守、点検、修理、変更を行う場合
- (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 天変地異、インターネット環境の不全、ストライキ、テロ、戦争若しくは交通機関の乱れ、その他当社の責めに帰さない事由
- (5) その他法令上、セキュリティ上、技術上又は運営上やむを得ない場合

第25条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの提供についてその一部又は全部を廃止し、本契約を終了することがあります。この場合において、当社又は当社が指定する第三者は、その影響及び本サービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法によりお客様に通知するものとします。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供が廃止されたことで、お客様又は第三者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第9章 コンテンツの取り扱い等

第26条（秘密保持）

1. 本契約約款等において、「秘密情報」とは、本契約に関して、お客様若しくは当社が相手方から開示を受け又は自ら知り得た相手方の業務上、技術上の情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報に当たらないものとします。
 - (1) 開示を受け又は知り得た時期の前後を問わず、受領者の責めによらず、公知になった情報
 - (2) 開示を受け又は知り得た時点で既に受領者が秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 受領者が開示を受け又は知り得た秘密情報とは関係なく、独自に開発した情報
2. 当社及びお客様は、相手方の書面による事前の承諾なく、相手方の秘密情報を第三者に開示してはならず、また、本契約以外の目的で利用し、又は複製若しくは改変してはならないものとします。
3. 当社及びお客様は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を厳重に管理し、秘密情報を使用する必要がある受領者（受領者の親会社及び当該親会社の子会社を含みます。）の役員及び従業員（派遣社員、契約社員及び再委託先を含みます。）に対してのみこれを開示することができるものとします。また、受領者は、秘密情報の管理及び開示にあたり、安全管理に必要な措置を講じるものとします。
4. 本条は、本契約終了後も3年間有効に存続するものとします。

第27条（会社名等の取り扱い）

当社は、前条の規定にかかわらず、お客様の名称等広く一般に公表されている情報、当社とのご契約の有無及び契約

条件並びに取引内容その他取引に関する情報（秘密情報その他秘密保持義務の対象となるものを含みます。）を、楽天グループに属する各法人と以下の各号に定める目的のために情報を共有し、取り扱うことができるものとします。

- (1) 楽天グループの提供するサービスの情報及びキャンペーン、イベント等のお客様その他第三者に対する情報発信又は販売促進活動、マーケティング等のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより楽天グループのサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 楽天グループのサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

第28条（商号使用等）

1. お客様は、第26条（秘密保持）の規定にかかわらず、楽天グループ又は楽天グループが指定する第三者が運用するWebサイト、SNS、メールマガジン、アプリ、チラシ等への掲載及び広報活動において、本サービスの広告、宣伝、マーケティングのために、お客様の商標、ロゴ、サービスマーク等（以下「お客様商標等」という。）を楽天グループ及び楽天グループが指定する第三者が使用することを無償で許諾します。
2. お客様は、第26条（秘密保持）の規定にかかわらず、予め楽天グループの承諾を得た場合に限り、楽天グループの指定する条件及び態様で楽天グループの商標、ロゴ、サービスマーク等（以下「楽天グループ商標等」という。）を使用できます。
3. 楽天グループは、お客様による楽天グループ商標等の使用が不適切と判断した場合は、お客様に対し、その使用の中止、使用方法の変更その他必要な措置を求めることができるものとし、この場合、お客様は、速やかに楽天グループの指示に従うものとします。

第29条（コンテンツの取扱い）

1. 当社は、コンテンツを本サービスその他の当社が提供するサービスの維持、提供、広告又は分析などのマーケティング活動及び改善、並びに新サービス又は新製品の企画、開発若しくは改善に利用するほか、本サービスに提供されるプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。
2. 当社等は、お客様による契約約款等の履行状況の正確性を確認する必要がある場合、お客様が本サービスを利用するために本システムに入力したインプット又は本サービスにより生成したアウトプットを閲覧・謄写その他の処分をすることができるものとします。

第10章 一般条項

第30条（権利譲渡の禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位及び本契約から生じた権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡又は移転してはならず、かつ、担保に供してはならないものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、相手方に対し、本契約の期間中、次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。
 - (1) 自己並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はその他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及びお客様は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及びお客様は、相手方が前項の規定に反する場合、又は反していると合理的に疑われる場合、何等の催告等要することなく、本契約を解除することができるものとします。この場合、当社及びお客様は、本項に基づく解除権行使であることのみ相手方に通知すれば足り、合理的な疑いの内容及び根拠について相手方に対して何らの説明又は開示をする義務を負わず、また、本契約を自らが解除したことに起因又は関連して生じた相手方の損害について何ら責任を負わないものとします。

第32条（免責）

1. 当社は、本契約において、当社の責に帰すべき事由により損害賠償を行う場合であっても、お客様に生じた間接的損害、逸失利益及び特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わないものとします。）については、一切責任を負いません。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスの提供をしなかった場合は、お客様が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、お客様の損害を賠償します。この場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る利用料等のうち当社が基本使用料として規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

第33条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、当社とお客様の本契約ごとに個別に定めるものとします。
2. 本契約約款等の他の条項の定め如何にかかわらず、以下の条項は、理由の如何を問わず本契約の終了後も有効に存続し、効力を維持するものとします。
 - (1) 第5条（当社が行う通知等）第2項
 - (2) 第10条（遵守事項）
 - (3) 第13条（お客様の責任）
 - (4) 第14条（アウトプットの利用等にかかる責任）
 - (5) 第20条（遅延損害金）
 - (6) 第21条（相殺）
 - (7) 第26条（秘密保持）第4項
 - (8) 第27条（会社名等の取り扱い）乃至第29条（コンテンツの取扱い）
 - (9) 第30条（権利譲渡の禁止）
 - (10) 第32条（免責）
 - (11) 第37条（債権の譲渡）
 - (12) 第39条（準拠法・裁判管轄）
 - (13) 第40条（協議）

第34条（解約）

お客様が本契約を解約する場合は、当社所定の方法に従い、解約日の2か月前までに当社所定の方法により当社に解約の申し込みを行うものとします。

第35条（解約）

1. 次のいずれかの事由がある場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 届出事項に虚偽、記載漏れ、その他不適切な内容があったと当社が判明した場合
 - (2) お客様が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）でないことが判明した場合
 - (3) 本契約の申し込みが、他者になりすます等不正な方法によるものであることが判明した場合
 - (4) 支払い期日を経過しても利用料等を支払いがない場合であって、当社が相当期間を定めてその支払いの催告をしたにもかかわらずお客様からのお支払いがないとき、又は、お客様によるお利用料等のお支払いがない状態が継続すると見込まれる場合
 - (5) お客様が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止した場合
 - (6) お客様が差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- (7) お客様が支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡処分を受けた場合
 - (8) お客様が破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い又はその申立てを受けた場合
 - (9) お客様に解散の決議があった場合、又は清算手続を開始した場合
 - (10) お客様が監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - (11) お客様が当社の定める禁止行為を行った場合、又は本契約約款等を含む本契約のいずれかの条件に違反した場合
 - (12) お客様が楽天グループの提供するサービスに関する契約約款等に違反した場合
 - (13) お客様に当社に対する重大な過失行為又は背信行為があった場合
 - (14) 前各号に定めるほか、本契約に基づくお客様との取引の継続が難しいと当社が判断した場合
 - (15) 地震、台風等の天災地変、戦争、感染症、伝染病等の疾病等、その他の不可抗力が生じた場合
 - (16) 本サービスの用に供するシステム・機器・通信回線その他の設備等、又は、ライセンスその他の権利の行使若しくは不行使に関する障害により、当社が本サービスの提供を継続することが困難である場合
2. 本条第1項第1号乃至第14号により当社が解除権を行使したことにより本契約が終了した場合であっても、お客様は、当社に対し、本契約で定める有効期間満了日までの料金等を支払うものとします。
 3. 本条第1項各号に定める事由が生じた場合、本契約が解除されたか否かを問わず、当社は、お客様に対し、当該事由によって当社に生じた損害について賠償請求をすることができるものとします。ただし、お客様がその責めに帰すべき事由によらず当該事由が生じたことを証明した場合には、この限りではありません。

第36条（期限の利益の喪失）

1. 前条第1項第1号乃至第14号の事由が存在する場合、当社が前条第1項に基づく解除権を行使しない場合であっても、お客様は、本契約に関する当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、当社に対して直ちに全債務を弁済しなければならないものとします。
2. 前条第1項第1号乃至第14号の事由が存在するおそれがあると当社が判断した場合、当社が前条第1項に基づく解除権を行使しない場合であっても、お客様は、本契約に関する一切の債務について、当社の請求により期限の利益を失うものとし、お客様は、当社に対して直ちに当該債務を弁済しなければならないものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、お客様がその責めに帰すべき事由によらず前条第1項第1号乃至第13号が生じたことを証明した場合には、前二項の規定は適用されません。

第37条（債権の譲渡）

1. お客様は、当社がお客様に対して有する本契約に基づく債権を第三者に譲渡すること及び第三者の担保に供することにあらかじめ同意するものとします。当社及び当該第三者は、当該債権の譲渡又は担保への供与にあたり、お客様への個別の通知及び譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

2. お客様は、当社が前項の規定に基づき第三者に債権を譲渡し又は担保に供する場合において、当社がお客様の名称、所在地、連絡先、契約担当者の氏名及びお客様識別番号等のお客様のお客様情報、並びに金融機関の口座番号及びクレジットカード番号等のお客様の決済情報を、当該第三者に提供することにあらかじめ同意するものとします。また、お客様は、当社が当該第三者に譲渡し又は担保に供したお客様に対して有する債権にかかる支払状況等の情報の提供を当該第三者から受けることにあらかじめ同意するものとします。

第38条（本契約約款等の改定）

1. 当社は、本契約約款等を変更することがあります。この場合、当社とお客様の間における本契約の条件は、変更後の本契約約款等によります。
2. 当社は、前項の契約約款等の変更を行う場合、当社のウェブサイトに掲示する方法又はその他の当社が適当であると判断する方法により、あらかじめその旨をお客様に周知します。

第39条（準拠法・裁判管轄）

本契約約款等及び本契約の準拠法は日本法とし、本契約約款等又は本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（協議）

本契約約款等に定めのない事項が生じた場合、又は本契約約款等の解釈について疑義が生じた場合、当社及びお客様は、誠意をもって協議し、これを解決するよう努めるものとします。

制定施行日 2025年1月29日